

議案第 42 号

財産の取得（小中学校教育用端末）について

財産の取得（小中学校教育用端末）について、下記のとおり提出する。

記

1 取得する財産の表示

種 類 小中学校教育用端末 7, 245 台（予備機含む）

2 取得の方法 共同調達 公募型プロポーザルによる契約

3 契約金額 394, 850, 676 円

4 契約の相手方 株式会社ウチダシステムズ九州支店

5 納入時期 令和 7 年 8 月納入予定

令和 7 年 6 月 19 日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

国の G I G A スクール構想における小中学校教育用端末を購入するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 152 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。